

**第 2 期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画(中間案)に対する
意見提出手続き(パブリックコメント)以外の主なもの**

- 意見募集期間：平成 29 年 12 月 6 日から平成 30 年 1 月 5 日
- 意見提出者数：2 団体
- 御意見・御提言に対する宮城県の考え方

第 3 章各論

3 青年期

(6) 団体等に期待される取組

NO	御意見・御提言の内容(要旨)	件	宮城県の考え方
1	保険者それぞれが働きかける対象がわかりにくいと感じます。第 3 章 4(6)「団体等に期待される取組」の保険者欄と同一の記載にしていただけるとわかりやすくなると思われま	1	「団体等に期待される取組」の記載内容を以下のとおり修正しました。 「被保険者に対して口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりを促進するよう努める。」 (P30 に記載。)

4 壮年期

(5) 県が進めること

NO	御意見・御提言の内容(要旨)	件	宮城県の考え方
2	「事業所での歯科健康診査・保健指導を～」の前に第 3 章 3(5)「県が進めること」の同項目記載部分にある「県歯科医師会や保険者等との連携により、」を追記いただきたいと思	1	「県が進めること」の記載内容を以下のとおり修正しました。 「 <u>歯科医師会や保険者等との連携により、</u> 事業所での歯科健康診査・保健指導を推進していくとともに、地域保健と職域保健の連携体制づくりや意識の醸成を推進します。」 (P35 に記載。)

第 3 章各論

5 高齢期

(4) 課題

NO	御意見・御提言の内容(要旨)	件	宮城県の考え方
3	歯科医師の他に歯科衛生士の配置についても検討して頂きたい。施設入所者の歯と口腔の健康管理には必要である	1	施設入所者など、高齢者の歯科保健対策の充実を図っていくこととしておりますが、御意見のあったことについては、今後の取組の参考にさせていただきます。

第 4 章達成指標

NO	御意見・御提言の内容(要旨)	件	宮城県の考え方
4	国は介護老人保健施設を含むが、宮城県では現在含まれない数値である。今後見直される予定はあり	1	本計画では、高齢者の歯科保健対策も、より一層強化することとし、目標指標を設定しました。指標の項目として、新たに介護老人福祉施設を対象とした指標を設定しました。 介護老人保健施設については、今後検討させていただきます。 (P52 に記載。)